

田川市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、田川市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 市長は、法第1条の4第3項の規定に基づき会議を招集しようとする場合は、あらかじめ会議に付する議題を教育委員会に通知する。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から会議の招集を求められた場合は、会議を招集する。

（事務の調整）

第3条 法第1条の4第8項の事務の調整は、会議において、市長及び教育委員会の合意により行うものとする。

2 調整が行われた事項については、市長及び教育委員会はその結果を尊重しなければならない。

3 調整が行われていない事項の執行については、法第21条及び法第22条に定められた執行権限に基づき、市長及び教育委員会それぞれが判断する。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開とする。

2 会議は、次の場合には非公開とすることができる。

(1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合

(2) その他公益上必要があると認める場合

3 会議の傍聴に関しては、田川市教育委員会会議傍聴人規則（平成24年教育委員会規則第7号）の例による。この場合において、「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（議事録）

第5条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席の構成員及び意見聴取者の氏名

(3) 議題

(4) 発言者及び発言内容

(5) 調整が行われた事項

(6) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、これを公表するものとする。ただし、第4条第2項の規定により非公開とした事案に係る部分については、この限りでない。

3 議事録は、田川市ホームページで公表する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市長部局と相互協力の上、教育委員会事務局が担うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。